



くじらの博物館 防災訓練

9月2日、くじらの博物館は防災訓練を実施し、津波を想定した避難や誘導の訓練などに取り組み、防災意識を高めました。

写真は、災害が発生したことを想定し、博物館横の浅間山に来館者を誘導する訓練を実施後、役場職員より講評を受けている様子です。

目次	
トピックス	2
議会便り	3
お知らせ	4
住民福祉課便り	10
社会福祉協議会便り	14
学芸員便り・くじらの博物館便り	18
保健衛生関係行事予定	20

9月2日(月) くじらの博物館 救命講習

くじらの博物館で救命講習が実施されました。

職員が参加し、救急車が到着するまでの対応として、AED(自動体外式除細動器)を組み合わせた心肺蘇生法の必要性やその方法について、実技を交えて学びました。



9月20日(金) セントビンセント及びグレナディーン諸島のお話 ～カリブ海の真珠～

太地町公民館大集会室にて、セントビンセント及びグレナディーン諸島出身のALTのケシャ・ウッドレイ先生による講演会が行われました。

カリブ海の真珠とも呼ばれる美しい国で、映画「パイレーツオブカリビアン」の撮影地でもあり、豊かな自然、島で取れる果物、祭り、文化など、故郷の魅力を話し、太地町とおなじく捕鯨の歴史があることなどを紹介いただきました。

9月25日(水) 交通安全啓発

秋の全国交通安全運動(9月21日～30日)に合わせ、本町では小畑石油付近の交差点で啓発運動を行いました。

新宮警察署、交通安全母の会、交通指導員等の方々のご協力のもと、通行される皆さんに啓発物資を配布し、安全運転を呼びかけました。



議 会 報 告

令和 6 年第 3 回太地町議会定例会

令和 6 年第 3 回太地町議会定例会が、9 月 9 日に開会しました。

今定例会には町長から、承認の件 1 件、人事案件 5 件、報告 2 件、条例の一部改正 1 件、補正予算 5 件、決算認定 7 件、その他 1 件が提出され、審議されました。

一般質問では、3 名の議員から質問が行われ、町政一般について町の考えを問われました。

専決処分の承認

◎令和 6 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 1 号） 【承認】

太地町固定資産評価審査委員会委員の選任

◎岡 本 宗 明 氏
◎三 好 通 弘 氏

太地町教育委員会委員の任命

◎橋 爪 健 氏
◎漁 野 伸 哉 氏
◎森 要 氏

報 告

◎健全化判断比率の報告
◎公営企業会計に係る資金不足比率の報告

条例の一部改正

◎太地町国民健康保険条例の一部改正 【可決】

補正予算

◎令和 6 年度太地町一般会計補正予算（第 2 号） 【可決】
◎令和 6 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号） 【可決】
◎令和 6 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 1 号） 【可決】
◎令和 6 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業補正予算（第 1 号） 【可決】
◎令和 6 年度企業会計太地町公共下水道事業会計補正予算（第 1 号） 【可決】

決算の認定

◎令和 5 年度太地町一般会計歳入歳出決算 【賛成多数で認定】
◎令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業歳入歳出決算 【認定】
◎令和 5 年度特別会計太地町介護保険事業歳入歳出決算 【認定】
◎令和 5 年度特別会計太地町後期高齢者医療事業歳入歳出決算 【認定】

◎令和 5 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業歳入歳出決算 【認定】

◎令和 5 年度特別会計太地町くじらの博物館事業歳入歳出決算 【認定】

◎令和 5 年度企業会計太地町水道事業会計決算 【認定】

その他

◎財産の取得 【可決】

議員派遣の件

一般質問

◎森 岡 茂 夫 議員

1 教育行政について

- ①教育長の抱負について
- ②小学校の災害対策について
- ③防災教育について

2 自然災害対策について

- ①南海トラフ地震臨時情報について
- ②台風 10 号について
- ③指定避難所について

◎海 野 好 詔 議員

1 教育について

- ①学校教育について
- ②社会教育について

2 こども園について

- ①こども園での事故後の対応と室内カメラの設置について

3 盆行事について

- ①盆行事のお金の残余金について

4 ブルーム生徒派遣について

- ①ブルーム生徒派遣について

5 平見 1 号線道路改良について

- ①予備設計業務を終えて、今後の計画について

◎漁 野 尚 登 議員

1 太地駅について

- ①1 日当たりの特急乗車人数について
- ②ホームの改修について

2 太地町の行事について

- ①盆行事について

3 国際鯨類施設について

- ①施設の利用について

4 教育について

- ①山本新教育長の教育方針について
- ②歴史認識について

※議会は傍聴することができます。
会議録はおおよそ 3 ヶ月後より閲覧できます。
また、令和 4 年第 3 回定例会以降の会議録は太地町のホームページで見ることができます。

お知らせ

11月25日～12月1日は【犯罪被害者週間】です

犯罪被害に遭われた方やご家族又はご遺族は、直接の被害に加え、その後も精神的、社会的、経済的に深刻な被害を受けることが多く、再び平穏な生活を取り戻すためには、周囲の理解と配慮に基づく協力が重要です。

新宮警察署では、犯罪被害に遭われた方やご家族又はご遺族が抱える問題を早期に回復し、再び平穏な生活を営むことができるよう、支援を行っています。

被害相談窓口のご案内

ひとりでお悩みではありませんか。 犯罪による被害のご相談を受け付けています。

- ◎ 和歌山県警察ホームページ
<http://www.police.pref.wakayama.lg.jp/>
- ◎ 総合相談電話（和歌山県警察本部）
短縮ダイヤル #9110
通常ダイヤル 073-432-0110
- ◎ 性犯罪被害相談電話（和歌山県警察本部）
短縮ダイヤル #8103（ハートさん）
- ◎ 公益社団法人紀の国被害者支援センター
相談電話 073-427-1000
月曜～金曜日 / 午前10時～午後4時
土曜日 / 午後1時～午後4時
(日・祝日、年末年始はお休みです)
※面談相談の場合は要予約

お知らせ

税を考える週間 ～これからの社会に向かって～

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行うとともに、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報活動を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、国税庁ホームページ内に「これからの社会に向かって」をテーマとした特設ページを設け、国税庁の各種取組について紹介しています。

また、「税を考える週間」の実施に合わせて、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」に新着動画を掲載するとともに、各種情報をX（旧Twitter）で発信しています。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご覧ください。

小規模企業共済制度のご案内

廃業や退職時に備えて、小規模企業の経営者や役員の方のために、国がつくった安心でお得な退職金の積立制度です。掛金は全額所得控除の対象で、千円から七万円（五百円刻み）の範囲で自由に選べ、経営者の退職金として受け取れるので、税制メリットがあります。ご加入は商工会、金融機関などで。詳しくは「小規模共済」で検索。

お問い合わせ：（独）中小企業基盤整備機構 050-5541-7171（共済相談室）

太地駅夜間送迎サービスについて

じゅんかんバスが運行していない時間帯での住民の皆さまの移動手段の確保等を目的に令和6年8月より太地駅夜間送迎サービスを開始しておりますので、ぜひご利用ください。

サービス概要：太地駅に到着する21時16分または23時23分の特急くろしおを利用され帰町する方を対象にタクシーにて無償で自宅まで送迎します

対象者：太地町民（※サービス申込時点において住民票を有すること）のうち白浜駅以北で特急くろしおに乗車し、太地駅に21時16分または23時23分に到着し帰町する方

申込み：サービスを利用する前日までに電話による利用申込

TEL：0735-22-6311 熊野第一交通（株）

- ①申込時：1）電話にて太地町の送迎サービスを利用する旨を伝える
2）①住所、②氏名、③連絡先、④到着列車の日時、⑤乗車人数を伝える
- ②乗車時：1）本人確認書類を運転手に提示（太地町住民であることを運転手が確認）
2）特急列車の利用を証明できるものを運転手に提示（切符等）
- ③降車時：料金のお支払いは不要です

～本事業に関するお問い合わせ：太地町役場 総務課 TEL：0735- 5 9 - 2 3 3 5～

お知らせ

〔生涯学習講座ご案内〕 歴史・自然講座 No. 5

「『牟婁新報』に見る南紀 —東牟婁郡内の水車九箇所—」

講師：江崎 隆司 氏

★日 時 令和6年11月21日（木）13：30～15：00

★会 場 太地町公民館 第1、2研修室

★定 員 20名

★参加費 無料

○明治から大正にかけての、七川地方の線香水車・製材水車についての話です。

★参加希望の方は、11月6日（水）～11月15日（金）までに太地町公民館（59-2335）へお電話
ください。

お知らせ

紀勢本線の利用促進について

電車は、子どもから高齢の方まで誰もが利用しやすく、特に車を運転しない人にとっては、なくてはならない大切な交通手段です。

近年、道路交通網の進展により、電車の利用、特に私たちの生活基盤である紀勢本線の利用者数は年々減少しています。生活基盤であることはもとより、地域振興や産業振興にとっても欠かせない紀勢本線を地域で支えることも必要です。

このため、紀勢本線活性化促進協議会加盟の市町村では、様々な取組を行っていますが、住民の皆様におかれましても、地域の鉄道を守るためにも、旅行などでお出かけの際には、◇渋滞なしで時間に正確◇安全性が高い◇地球環境への影響が少ないといった利点の多い電車を、ぜひご利用ください。

定額減税制度説明会 開催案内

源泉所得税の年末調整説明会

6月1日から開始されています「定額減税制度（年調減税事務）」及び令和6年分の源泉所得税の年末調整のしかたについて、昨年との変更点や留意事項をわかりやすく説明します。

会場	日時	名称	場所	定員	申込メール 二次元コード
串本	令和6年 11月20日(水)	定額減税制度説明会 13:30～14:00	串本町商工会 串本町串本2410 TEL 0735-62-0044	40名	
		年末調整説明会 14:10～16:00			
新宮	令和6年 11月21日(木)	定額減税制度説明会 13:30～14:00	新宮商工会議所 新宮市井の沢3-8 TEL 0735-22-5144	80名	
		年末調整説明会 14:10～16:00			

【対象】

法人及び個人事業者

【事前予約について】

各会場において、定員数を設けていることから、**事前予約制**とさせていただきます。

予約は、下記の電話又はFAX若しくはメール（二次元コードからも可）にて受付いたします。

FAX又はメールの場合は、「①参加する説明会の会場（例：新宮）、②説明会の名称のどちらか、又は両方、③事業者名、④連絡先電話番号」を記載の上、お申込みください。

ご希望の説明会が定員数に達している場合は、折り返し連絡させていただきます。

定員数に限りがあることから、最少人数でご参加いただくようお願いいたします。

2名以上での参加をご希望の場合は、その旨も事前予約の際にお伝えください。

《連絡先》

「新宮納税協会」

・電話番号 0735-22-3698 ・FAX 0735-21-7297

・メール singunouzei@gmail.com

【開催場所の駐車場について】

新宮商工会議所には、駐車場はありませんので、ご注意ください。

【年末調整に関する具体的なご相談について】

税務署窓口でのご相談は、窓口の混雑緩和のため、原則として事前予約とさせていただきます。

全国秋の火

「守りたい 未来があるから」

令和6年11月9日（土）から令和6年11月15日（金）

～住宅防火 命を守る 10のポイント～

—4つの習慣 6つの対策—

☆4つの習慣

- 寝タバコは、絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。



☆6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防火品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

～幼年消防クラブ啓発パレードの中止について～

毎年11月に実施しておりました幼年消防クラブ啓発パレードにつきましては、都合により中止とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

災予防運動

「火の用心」

令和 6 年 11 月 1 日
太地町消防団

までの 7 日間秋の火災予防運動週間になっています

全国山火事予防運動

「忘れない 山の恵みと 火の始末」

- ☆枯れ草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと
- ☆たき火等火気の使用後、その場を離れるときは完全に消火すること
- ☆強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと
- ☆火入れを行う際、許可を必ず受けること
- ☆たばこは、指定された場所で喫煙し、吸いがらは必ず消すとともに、投げ捨てないこと
- ☆火遊びをしないこと



太地町消防団員募集

○活動内容

町内で発生した水火災等の災害時に防御や救助作業を行います。また、毎月 25 日に消防演習を実施し、水火災の予防及び警戒心の喚起に努めています。当町に居住する満 18 歳以上の方で、消防団活動に真摯に取り組むことができる熱意のある方は下記までご連絡ください。

太地町役場総務課内消防団係 電話：0735：59-2335





住民福祉課だより

『住民福祉課だより』の

各種内容に関するお問い合わせは、住民福祉課までお願いします。

☎ 0735-59-2335 (代)

地域で防ぐ高齢者虐待

平成18年4月1日から「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）が施行されました。高齢者虐待とは、高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や、生命、健康、財産が損なわれるような状態に置かれることです。

高齢者虐待は、「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」の大きく5つに区分されています。

高齢者への虐待は、家庭や施設など閉ざされた環境で起こるため、深刻な事態になって初めて周囲が気づくことがあります。高齢者虐待の予防、早期発見のために「高齢者虐待」について理解を深めましょう。

高齢者虐待のサイン

■高齢者の様子

- ・身体に小さな傷やあざが頻繁に見られる。
- ・急におびえたり、恐ろしがったりする。
- ・傷やあざの説明のつじつまがあわない。
- ・衣服が汚れたままの場合が多くなっている。
- ・年金や財産があり、お金に困っているはずがないのにお金がないと訴える。
- ・急激な体重の減少、脱水、栄養失調などの状態にある。

■養護者の状況から見えるサイン

- ・医師や介護サービスの担当者に会いたがらない。
- ・高齢者に対する冷淡な態度や無関心さが見られる。
- ・介護に疲れが感じられ、追い詰められている様子がある。

■生活から見える虐待のサイン

- ・怒鳴り声や悲鳴、物が投げられる音がある。
- ・居室が極端に不衛生な状態である。
- ・近所づきあいなく、訪問しても高齢者に会えない、または嫌がられる。

高齢者虐待が起きない地域づくり

●日常的な声かけ

日常生活での声かけにより、高齢者の孤立を防ぎましょう。

●近所の見守り

夜になっても電気がつかない、新聞が何日もたまっているなど、地域での見守りをしましょう。

●相談を勧めましょう

高齢者の介護に負担を感じている人を理解し、困っていたら相認を勧め、地域からの孤立を防ぎましょう。

●介護の負担を軽くしましょう

介護を1人で抱え込まずに、医師やケアマネージャーなどの専門家に相談したり、介護保険サービスを利用して、日頃の介護負担を軽くしましょう。

虐待かもしれない?と思ったら・・・

高齢者虐待防止法において、家庭または施設などで虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合、速やかに市町村に通報しなければならないと定められています（第7条）。通報や相談を受ければ、住民福祉課や地域包括支援センターが中心となって、ただちに高齢者および擁護者の支援を行います。

上記のような虐待のサインに気づいたときは、右記の相談窓口にお知らせください。

※通報者の方の個人情報[※]は固く守られます。



相談窓口

太地町役場住民福祉課

☎ 59-2335

太地町地域包括支援センター

(太地社協内) ☎ 59-3380

風しん抗体検査について

45歳～62歳（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）の男性の皆様へ

風しんの無料クーポン券による抗体検査・予防接種は **2024年度末で終了予定です。**
令和7年2月末までに抗体検査・予防接種を受けましょう。

「風しん」は風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。

非常に強い感染力をもち、**症状が出る前や無症状でも、人から人へうつる可能性があります。**

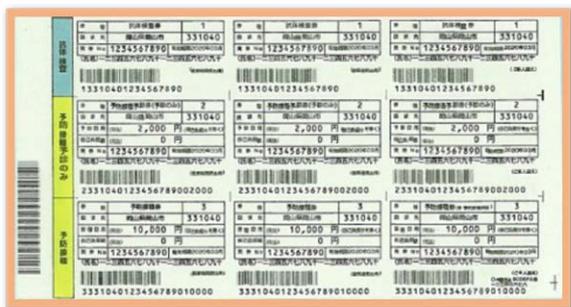
妊婦の方が感染すると、生まれてくる赤ちゃんに重篤な影響がある可能性があります。

ワクチンで風しんを予防し、自分も、周りも、未来の命も守ることに協力ください。

対象者の方には**無料クーポン券**を送付しています。

検査時には、クーポン券が必要です。

再発行を希望する方は住民福祉課にお問い合わせください。



国民健康保険からのお知らせ

健康保険証の廃止について

健康保険証の廃止が国で決定し、本年12月2日以降、「健康保険証」は発行されなくなります。

※現在発行済の保険証に関しましては、有効期限まで使用可能です。

健康保険証の有効期限終了後は、保険証利用登録をしたマイナンバーカード「マイナ保険証」をお持ちの方は「マイナ保険証」を持参することで受診できます。また、「マイナ保険証」をお持ちでない方については「資格確認証」を送付しますので、「資格確認証」を持参することで受診できます。





脳ドック助成事業

☆対象者：太地町在住の和歌山県後期高齢者医療保険加入の方
(但し後期高齢者医療保険料を滞納している方は対象外となります。)

☆検査費用自己負担額：5,000円

☆募集人数：5人

※今年度後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査を受けられた方、脳血管疾患等で通院・治療されたことのある方はご遠慮ください。

※応募多数の場合は、今までに「脳ドック助成事業」を受検したことのない方を最優先し、過去に受検した方のうち受検後年数が経過している方を優先しますので、ご了承ください。

☆受付：役場住民福祉課に健康保険証・印鑑をご持参下さい

※電話でのお申し込みは、一切受け付けしておりません

☆受付期間：令和6年11月5日(火)～

令和6年11月20日(水)まで

☆検査機関：新宮市立医療センター

☆受診日：令和6年12月～令和7年3月の火曜日を

予定しています

後期高齢者医療制度にご加入のみなさまへ

令和6年12月2日から現行の保険証が廃止されます。ただし、現在お使いの保険証は令和7年7月31日までご利用できます。なお、12月2日からは保険証の発行ができなくなりますので、保険証を紛失されたり、住所等記載内容に変更がある場合、また、12月2日以降に75歳になる等後期高齢者医療保険に移行される方は次のとおりとなります。

保険証利用登録がされたマイナンバーカード（マイナ保険証）をお持ちの方

医療機関等に受診の際はマイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証をお持ちでない方

「資格確認書」が交付されますので、医療機関等に受診の際は資格確認書をご提示ください。現在保険証をお持ちの方も、マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでしたら、マイナンバーカードで医療機関等を受診できます。マイナンバーカードをお持ちでない方、マイナンバーカードを持っているが保険証利用登録をされていない方は、保険証利用登録を今一度ご検討ください。

Q 保険証のほか、医療機関等に提示する限度額適用認定証等はどうなりますか

A 限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証も令和6年12月2日で廃止されますが、現在お持ちの証は有効期限（令和7年7月31日）まで使用できます。マイナ保険証をご利用の方は、限度額適用認定証等の提示は必要ありません。資格確認書をご利用の方は、限度額適用認定証等の内容を資格確認書に併記することができます。特定疾病療養受療証は廃止されませんので、引き続き使用できます。マイナ保険証をご利用の方は特定疾病療養受療証を提示する必要はありません。資格確認書をご利用の方は、特定疾病療養受療証を合わせて提示していただくか、特定疾病療養受療証の内容を資格確認書に併記することができます。

※資格確認書へ併記するには申請が必要です。一度申請すると資格確認書が更新されても原則併記されます。

※条件によって資格確認書に初めから併記されている場合があります。

マイナ保険証に対応している医療機関等では、マイナ保険証の提示により、これまで医療機関等へ保険証と一緒にご提示いただいていた限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証及び特定疾病療養受療証の提示は不要になります。

マイナ保険証に対応していない医療機関等を受診する場合は、保険証や限度額適用認定証等の提示が必要となります。

マイナ保険証に対応している医療機関等であっても、システム上のタイムラグにより、窓口で保険証や各種証の提示が必要となる場合があります。

手話サークル「いるか」11月 活動日のお知らせ

11月の活動日について、下記の通りお知らせいたします。

11月12日(火)

11月26日(火)

太地町社協 TEL 0735-59-3380
代表: 宇下 円 TEL 080-3869-1748



「作る」

左手拳の親指側を
右手拳の小指側で
2回叩く

・災害時対応訓練開催のお知らせ

令和6年は新年から石川県で最大震度7の大きな地震が発生しました。また、その後に発生した台風の被害も大きなものとなりました。

本訓練では、地震や風水害等で大きな被害を受けた際に設置する「災害ボランティアセンター」の設置・運営の訓練と避難所運営の体験を通して、それぞれの機能や役割について学びながら、災害時にも地域において互いに助け合いのできる関係づくりやその大切さを学び、一人ひとりが平時からの必要な備えや取り組みを実践して、災害をみんなで乗り越えられる**強い地域力**をつけることを目的に実施します。

日時 令和6年11月24日(日)
9時00分～15時30分

場所 太地町多目的センター 駐車場

内容

【第1部】 災害ボランティアセンター運営及び支援体験活動

【第2部】 避難所運営訓練

※詳細については次のページに記載しています。

※どちらか一つのみのご参加も可能です。



申込締切

令和6年11月8日

参加費
無料

災害ボランティアセンターって何？

災害時に、被災者及び地域の復旧・復興を目的に活動するボランティアさんの本部です。センターは被災者の困り事や問題を調査・把握し、町内や県内外等から駆けつけるボランティアさんを支援が必要な方とをつなぎ、送り出す重要な役割を担っています。

プログラム

☆全体会 9:00～

講義「災害ボランティアセンターの大切な役割」

講師 和歌山県社会福祉協議会・和歌山県災害ボランティアセンター

所長 南出 考氏



グループワーク 9:40～

【第1部】災害ボランティアセンター運営訓練 10:00～

○災害ボランティアセンター運営及び支援活動体験

・センター運営スタッフやボランティア体験を通じて、センターの役割や機能を学びます。

○災害時やボランティア活動に役立つワークショップ

・ロープワーク、心配蘇生法、搬出法

○意見交換

・活動の振り返りをグループに分かれて行います。

○まとめ

和歌山県社会福祉協議会 南出 考氏

昼休憩 12:00～ ※炊き出し訓練



【第2部】避難所運営訓練 13:00～

○避難所運営ゲーム

・避難所運営ゲームで避難所運営のイメージを掴みます。

○避難所運営及び避難者体験

・避難所運営スタッフ役、避難者役に分かれ避難所運営体験を行います。

閉会 15:30



参加申込・お問い合わせ

団体で参加される場合は、代表者の方で取りまとめいただきお申し込みください。個人での参加の場合は、所定の参加申込書又は二次元バーコードを読み取っていただき、参加申し込みフォームから令和6年11月8日(金)までに太地町社会福祉協議会へ(☎59-3380)お申し込みください。



参加申し込みフォーム



インフォーマルサービス提供会員の募集について

インフォーマルサービスとは利用する方も提供する方も会員登録をしていただき、住民同士互いに助け合う有償の福祉サービスです。

只今、インフォーマルサービス事業では**提供会員**を募集しています。主な活動については下記の通りです。

このサービスは、地域の皆様が互いに支え合い、顔をつなげることを目的としています。活動に応じた時間費用が発生しますが、営利を目的としたものではありません。地域のつながりを深めることが、私たちの大切な目標です。地域の一員として、共に支え合う活動に参加してみませんか？ご協力よろしくお願ひします。

※詳細については、太地町社会福祉協議会までご連絡ください。



～主な活動内容～

- ・草刈り機を使用した草刈り ・墓掃除
- ・荷物の運び出し ・屋内の清掃
- ・草引き ・電球の交換 等



※その他できることならどんなことでも、お気軽にご相談ください

10月採用職員のご紹介



谷口 京子 (たにぐち きょうこ) さん

○ケアマネージャー

「長く離れていた業務内容で不安はありますが、先輩方のお力を借りながら、良き支援ができるように一生懸命頑張りたいと想いますので、よろしくお願ひします。」

社協の SNS が新しくなりました！

令和6年度より、太地社協で運営している SNS が新しくなっています！
太地町のいろんなことを発信しておりますので、ぜひ皆さんフォロー・いいね！よろしくお願ひします！

インスタグラム



フェイスブック



○ 11月の事業予定表

名称	日程	時間	会場・備考	内容・対象など		
あおぞら体操	(毎週水曜日) 6日・13日 20日・27日	9:30~ 10:00~ 10:30~	暖海ゲートボール場 森浦地藏院前 平見消防屯所前	ラジオ体操やご当地健康体操を屋外で実施します どなたでも参加できます		
	(毎週木曜日) 7日・14日 21日・28日	9:30~ 10:00~ 10:30~	多目的センター駐車場 東の浜ふれあい広場 平見公園			
	(毎週水曜日) 6日・13日 20日・27日	9:30 ~10:30	多目的センター		町内にお住いの60歳以上の男性で かつ介護認定を受けていない方 医師に運動の制限を受けていない方	
	まめなかに倶楽部	(毎週金曜日) 1日・8日・15日 ・22日・29日	9:30 ~10:30		多目的センター	町内にお住いの65歳以上の方 医師に運動の制限を受けていない方
	なかよし体操	東新(月曜日) 11日・18日	13:30 ~14:30		東新集会所	椅子に座って行う体操教室です 毎月1回は録画したビデオを見ながら 体操を実施する日があります どなたでも参加できます
		森浦(月曜日) 11日・25日			森浦集会所	
寄水(月曜日) 11日・25日		寄水集会所				
ふれあいサロン いっぴく亭	寄水(水曜日) 6日	13:30 ~15:30	寄水集会所	茶話会を中心に、不定期で生活や 健康に関するお話を実施します 廃油の回収を行っています どなたでも参加できます		
	森浦(水曜日) 13日		森浦集会所			
	平見(水曜日) 20日		平見集会所			
	東新(水曜日) 27日		東新集会所			
社協の エクササイズ教室 (若がえる筋トレ)	20日(水曜日)	19:00 ~20:00	多目的センター	町内にお住いの介護認定を受けて いない方 医師に運動の制限を受けていない方		
買い物 支援サービス	20日(水曜日)	各送迎時刻表 (下記をご覧ください)	受付開始: 1日~ 締切り: 11日	町内にお住いの65歳以上のひとり暮らし 又は高齢者のみ世帯の方 (要申込み) ※その他非該当となる要件があります		

○買い物サービス 送迎バス時刻表 (マイクロバス・10人乗り)

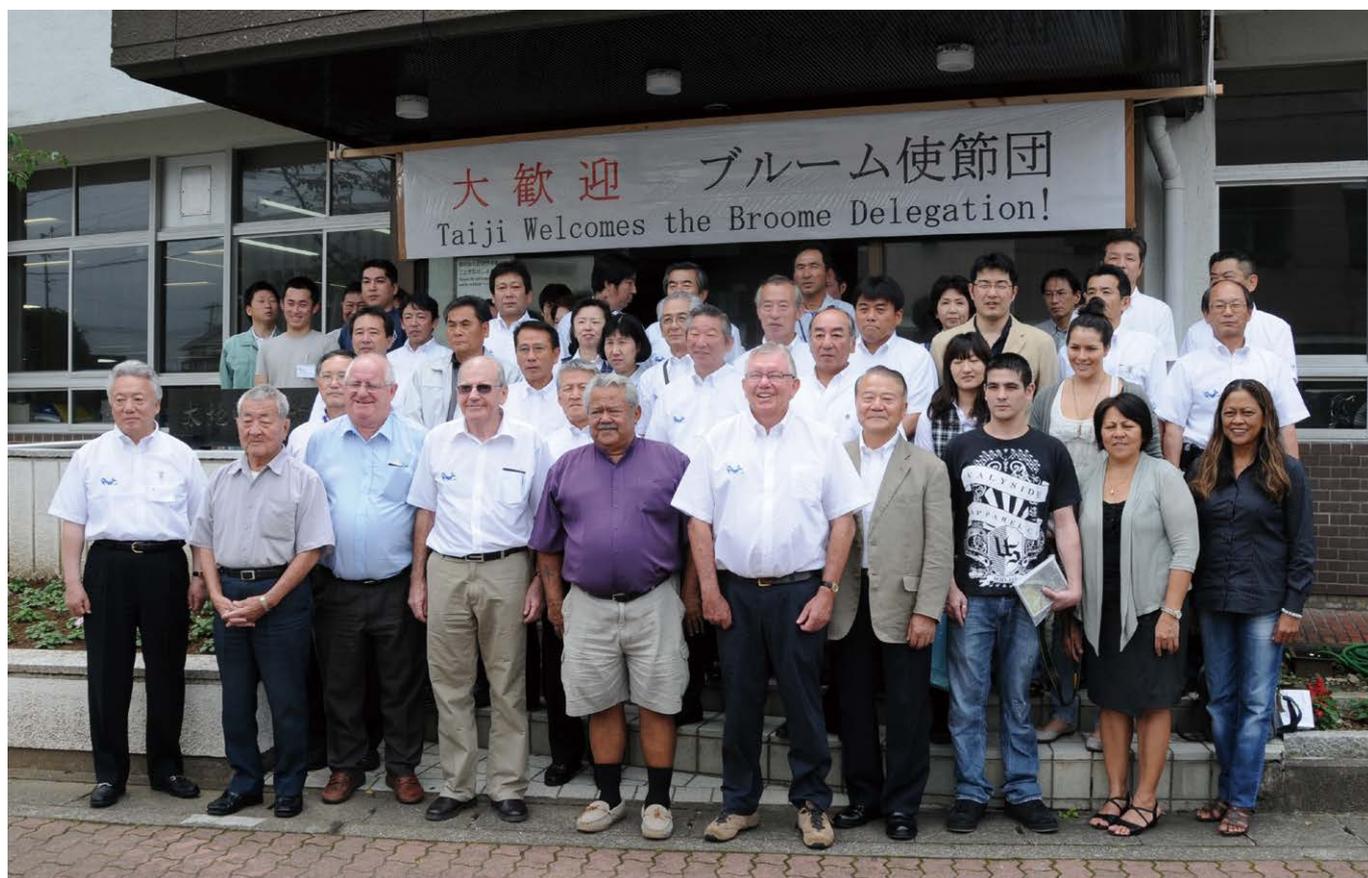
平見団地	西平見	平見公園前	石門	大東	東新集会所	漁協前
9:25	9:28	9:30	9:32	9:34	9:34	9:36
水ノ浦	公民館	暖海本通り	大長井	常渡	道の駅	太地駅
9:38	9:40	9:42	9:44	9:46	9:48	9:50

※送迎の時間は参加される方により前後する可能性がありますのでご承知おきください。

太地町社会福祉協議会/地域包括支援センター

TEL 0735-59-3380/FAX 0735-59-4332/本会HP





ブルーム使節団(2011)

姉妹都市提携の再確認

Reconfirmation of the Sister City Relationship

平成23年(2011)6月6日、グラム・キャンベル町長、ピーター・マツモト議員、ユニス・ユー議員、かつて太地の男性たちを多く雇用していたメール真珠会社の社長にして名誉町民でもあるキム・メール元町長、そして姉妹都市提携当時の事務責任者であったデズモンド・ヘインズ元役場事務局長が太地に到着した。また使節団にはブルームの日本人を代表して、太地出身の元ダイバーである増田晃氏と娘のコーリン・マスダ氏、さらに彼女の二人の子どもが同行していた。

翌日の6月7日、町役場で両町長は「姉妹都市提携再確認同意書」に署名し、その後は町立石垣記念館に移動して「姉妹都市30周年ブルーム展」のテープ

カットに臨み、夜は公民館で歓迎レセプションに出席して、町議会議員、ブルーム会のメンバー、町内の各種団体代表、そして中学生と和やかに懇談した。

姉妹都市提携を再確認する行為はめずらしいことではないらしい。たとえば京都市とボストン(アメリカ)が提携60周年となる2019年に、広島市とホノルル(アメリカ)が60周年となる2019年に、東京都世田谷区とウィニペグ(カナダ)が50周年となる2020年に姉妹都市提携の再確認を宣言している。時代に合わせて姉妹都市間の交流のあり方は変化するものであろうが、再確認つまりその原点を振り返ることは、将来の関係を考える上で重要な作業に違いない。

《保健衛生関係 11 月行事予定》

健康相談

月 日	事業名	時間	場所
11月13日(水)	成人健康相談(血圧測定)	10:30 ~ 11:00	公民館
		13:00 ~ 13:30	平見集会所
		13:45 ~ 14:15	老人憩の家
		14:30 ~ 15:00	ふれあいルーム
11月25日(月)	成人健康相談(血圧測定)	14:30 ~ 15:00	森浦集会所
11月27日(水)	乳幼児健康相談	10:00 ~ 11:30	ふれあいルーム

※ 成人健康相談(血圧測定)で、検尿を希望の方は、自宅で採尿をしてお持ちください。

健康教育

月 日	事業名	時間	場所
なかよし体操	なかよし体操及びあおぞら体操の日程は、		
あおぞら体操	本誌17ページの社協だより“事業予定表”欄へ掲載しています。		

健診

月 日	事業名	時間	場所
11月28日(木)	4か月児健診	9:30 ~ 9:40(受付)	那智勝浦町福祉健康センター
	10か月児健診	9:30 ~ 9:40(受付)	

白馬からのお便り
姉妹都市「白馬村」コーナー

百歳の長寿をお祝い



9月16日の「敬老の日」にあわせ、今年度百歳を迎えられた方、迎える方に対し、丸山村長より内閣総理大臣からの表彰状と記念品、白馬村から祝金を授与させていただきました。写真は今年度100歳を迎えられる太田繁子様へ贈呈した際のものです。

今年度、白馬村で百歳を迎える方は6名。白馬村内で百歳を超える方は、9月16日現在8名。最高齢は102歳となります。ご長寿おめでとうございます。

住民基本台帳
(令和6年9月末日現在)
総人口 2,833人
男 1,272人
女 1,561人
世帯数 1,556世帯
(前月比: 総人口 4人減
世帯数 2世帯減)

飼いだ・飼い猫のフコンの復始末は、
飼い主が責任を持って行いましょう。

また、飼い猫以外には餌を与えないでください。

役場 住民福祉課